

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 23 年 12 月 9 日・東京都条例第 81 号

1 概要

(1) 改正理由

水質汚濁防止法等の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 28 号）の施行による排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）等の改正に伴い、公共用水域に排出する汚水の規制基準等を改めるほか、規定を整備する。

(2) 改正内容

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部改正

(7) 両罰規定に係る規定整備（第 164 条関係）。

(4) 1,1-ジクロロエチレンの汚水に係る規制基準の改正（別表第 7 4 の部(1)の款の表(15)の項関係）。

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

(7) 附則第 2 項に定める排水基準に係る暫定基準の適用期限を延長し、「平成 28 年 12 月 10 日」とする。

(4) 附則別表に定める排水基準に係る暫定基準の改正

2 施行日

平成 23 年 12 月 10 日

3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-655